

令和4年1月31日



担当課	こども家庭課
担当者	高岡・岡本
電話	(073)435-1219
内線	5280

明日（2月1日）から申請受付開始！ 和歌山市独自の子育て世帯臨時特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている高校生までの子供を養育している世帯で、所得制限等により国の給付金などを受け取ることができなかった方を対象に、2月1日から和歌山市独自の給付金の申請受付を開始します。

1 対象者

- ① 所得超過により、国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給できなかった方（対象児童約4,100人）
- ② 離婚又は離婚協議中で、児童を養育しているにもかかわらず、国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給できなかった方（対象児童約180人）【**県内初**】
- ③ 和歌山市に転入し、前住所地で国または市区町村独自の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給できなかった方（対象児童約30人）【**県内初**】

2 給付額 児童1人あたり10万円

3 申請について

【**不要**】対象者①の所得超過に該当する方で、児童手当の特例給付受給者（公務員は除く）

【**必要**】・対象者①で対象児童が高校生のみ、または公務員の方

・対象者②、③の方

○詳しくは、市役所のホームページをご覧ください。

※申請書は、市役所のホームページからダウンロード出来ます。

申請先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市 こども家庭課（東庁舎2階）

073-435-1219

郵送または窓口にて、申請することができます。

4 申請期間及び給付方法

令和4年2月1日から令和4年2月28日までに申請してください。

振込は、申請口座に行います。

※対象児童の出生が2月1日から3月31日の保護者は令和4年4月28日まで申請可能

5 問合先

子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター

電話番号 073-435-1241

受付時間 平日の午前9時～午後5時

（木曜日のみ午後7時まで。土日祝を除く。）